

仕 様 書

子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室

(担当 大野、尾崎 222-3960)

委 託 名	自家用電気工作物保安管理業務委託（京都市改進保育所 他1件）
契 約 期 間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契 約 条 件	<p>1 委託場所</p> <p>(1)京都市改進保育所 住所:京都市伏見区竹田狩賀町153-1</p> <p>(2)京都市楽只保育所 住所:京都市北区紫野西舟岡町 1 番(一部)及び 2 番(一部)</p> <p>2 支払方法</p> <p>四半期ごとに、当該期間の業務終了後、契約金額の4分の1の金額を支払うものとする。ただし、4分の1の金額に円未満の端数が生じる場合は、初回分に加算して支払う。また、甲は、乙から適法な支払請求書を受理したときから、30日以内に乙に当該請求額を支払うものとする。</p>

自家用電気工作物保安管理業務委託仕様書

第1条（目的）

この仕様書は、電気事業法第43条第1項に基づく同施行規則第52条第2項の規定により、発注者（以下「甲」という。）が設置する自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務（以下「保安管理業務」という。）を委託するにあたり、委託契約書を補うと共に、受注者（以下「乙」という。）が実施すべき事項に関する仕様を定めることを目的とする。

第2条（用語の定義）

この仕様書において使用する用語は、委託契約書、電気事業法、電気事業法施行令及び電気事業法施行規則（以下「施行規則」という。）において使用する用語の例による。

第3条（契約に係る要件）

- 乙は、施行規則第52条の2の各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に規定する要件を満たしていることとし、この契約により委託する事業場（以下「委託事業場」という。）が複数である場合を含め、そのすべての委託事業場について外部委託承認を得られる要件を満たしていること。
- 乙は、前項の要件を満たさないこととなった場合は、速やかに甲に報告すること。

第4条（委託事業場の概要）

委託事業場の概要は、別紙1のとおりとする。

第5条（委託する事項）

甲の保安規程（別添）に基づき、甲が乙に委託する保安管理業務は、次の各号の業務とする。

- 電気工作物の工事、維持及び運用について定期的な点検、測定及び試験の実施に係るすること。
- 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合における調査及び試験に関する事項。また、必要に応じて電気事故報告の作成及び手続きの助言を行うこと。
- 電気事業法その他関係法に定める官庁検査の立会いに関する事項。
- 電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣等への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの助言を行うこと。
- 電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査及び竣工検査を行い必要に応じそのとるべき措置について甲に報告すること。
- 電気工作物の設置又は変更の工事について、甲の通知を受けて工事中の点検を行い、必要に応じそのとるべき措置について甲に報告すること。

- (7) 電気工作物の維持及び運用に必要な資料を作成する。
- (8) 電気工作物の維持及び運用の保安についての助言及び指導に関すること。
- (9) 保安規程の内容に変更が必要な場合は、経済産業大臣等への保安規程変更届出書等の作成及び提出を行うこと。
- (10) 電気工作物が廃止される場合は、経済産業大臣等への廃止届の作成及び提出を行うこと。
- (11) 年次点検において、変圧器、コンデンサ、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、開閉器及び遮断器等が、経済産業省が定める「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するかどうか確認を行うこと。

第6条（点検方法および頻度）

第5条第1項に定める定期的な点検、測定及び試験の実施は、別紙2のとおりとする。

第7条（連絡責任者等）

- 1 甲は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のために必要な事項を乙に連絡するための連絡責任者、発電所を設置する場合には運転責任者を選任するものとする。
なお、設備容量が、6,000キロボルトアンペア以上となる場合の連絡責任者は、第一種電気工事士又はそれと同等以上の資格を有するものとする。
- 2 甲は、前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるための代務者を定めるものとする。
- 3 甲は、連絡責任者又は代務者を、乙の行う保安管理業務に立ち合わせることに努めるものとする。

第8条（甲の通知義務）

甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、乙に通知するものとする。

- (1) 代表者の変更が生じた場合
- (2) 事業場の名称及び所在地の変更が生じた場合
- (3) 連絡責任者及びその代務者を選任した時及びこれに変更が生じた場合
- (4) 電気事故、その他災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合
- (5) 委託事業場の電気工作物に変更の工事の予定がある場合

第9条（保安業務担当者等）

- 1 乙は、保安管理業務を実施する者（以下「保安業務担当者」という。）を選任するものとする。
- 2 保安業務担当者は、施行規則に適合する者とする。
- 3 乙が、施行規則第52条の2第1号に掲げる事業者の区分（以下「個人事業者」という。）

に属する場合、保安業務担当者は、病気又は甲の承認した事由により、この契約の業務を行い難いときは、乙の指定する電気事業法に基づく電気主任技術者免状の交付を受けた者（以下「代行者」という。）をもって、保安管理業務を代行させることができるものとする。

- 4 乙が、施行規則第52条の2第2号に掲げる事業者の区分（以下「法人」という。）に属する場合、保安業務担当者は、必要に応じ他の保安業務担当者（以下「保安業務従事者」という。）に、保安管理業務の一部を実施させることができるものとする。
- 5 乙は、保安業務担当者及び代行者若しくは保安業務従事者（以下「保安業務担当者等」という。）について、氏名、生年月日、電気主任技術者免状の種類及び番号を書面でもつて甲に報告すること。

なお、保安業務担当者等の変更を行う必要が生じた場合にあっても同様とする。
- 6 保安業務担当者等は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができる。
- 7 甲は、乙と委託契約を締結するにあたり、乙の保安業務担当者と面接等を行い、本人確認を行うものとする。
- 8 保安業務担当者等及び補助者は点検等を行う際、甲に身分証明書を提示すること。ただし、緊急の場合は、この限りではない。

第10条（業務管理）

- 1 保安業務担当者は、業務の技術上の管理を司るほか、業務の実施中は契約の履行に関し業務現場において、その運営及び取締りを行う。
- 2 業務現場における業務の安全衛生に関する管理は、保安業務担当者が責任者となり、関係法令に従ってこれを行う。ただし、別に責任者が設けられた場合は、これに協力する。
- 3 乙は、業務現場において業務に関し、常に整理整頓を行い、事故の防止に努める。
- 4 乙は、業務の実施に伴う災害及び公害の防止について、関係法令に従い適切に処置するとともに特に次の各号を守らなければならない。
 - (1) 第三者に災害をもたらしてはならない。
 - (2) 公害の防止に努める。
 - (3) 善良な管理者の注意をもってしても、なお災害の発生するおそれのある場合の処置については、甲と協議する。
- 5 乙は、業務の実施に伴い、機器等で汚染又は損傷のおそれのあるものは、適切な方法で養生を行う。
- 6 乙は、業務の完了に際しては、当該業務に関連する部分の後片付けを行う。

第11条（委託範囲の原則）

保安業務担当者は保安規程に基づき、保安管理業務を自ら実施する。ただし、次の(1)から(4)までに掲げる自家用電気工作物であって、保安業務担当者の監督の下で点検が行われかつ、その記録が保安業務担当者により確認されているものに係る保安管理業務に

については、この限りではない。

- (1) 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な自家用電気工作物（例えば、次のアからオまでのいずれかに該当する自家用電気工作物）
 - ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第3項の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備
 - イ 消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等
 - ウ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第45条第2項の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械
 - エ 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器（医療用機器、オートメーション化された工作機械群等）
 - オ 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器（密閉型防爆構造機器等）
- (2) 設置場所の特殊性のため、保安業務担当者等が点検を行うことが困難な自家用電気工作物（例えば、次のアからオまでのいずれかの場所に設置される自家用電気工作物）
 - ア 立入に危険を伴う場所（酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、高所で危険作業を伴う場所、放射線管理区域等）
 - イ 情報管理のため立入が制限される場所（機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室等）
 - ウ 衛生管理のため立入が制限される場所（手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等）
 - エ 機密管理のため立入が制限される場所（独居房等）
 - オ 立入に専門家による特殊な作業を要する場所（密閉場所等）
- (3) 事業場外で使用されている可搬型機器である自家用電気工作物
- (4) 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

第12条（低圧絶縁監視装置）

- 1 乙は、保安管理業務の実施に伴い、低圧絶縁監視装置を設置することができる。ただし低圧絶縁監視装置とは、低圧電路（440V以下）の絶縁状況を、乙の情報監視センター等において24時間監視する装置である。
- 2 低圧絶縁監視装置から警報が出た場合（警報動作電流（設定の上限値は50ミリアンペアとする。）以上の漏えい電流が発生している旨の警報（以下「漏えい警報」という。）を連続して5分以上受信した場合、又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合）は、乙は連絡責任者に連絡し、当該電気工作物の状態を確かめるとともに、保安業務担当者等に指示し、次の各号の措置を行うものとする。
 - (1) 警報発生の原因を調査し、適切な措置を行うこと。
 - (2) 警報発生時の受信の記録を3年間保存すること。
- 3 低圧絶縁監視装置は、設定値の確認及び試験釦による検知動作の確認、設定値における

誤差の確認及び警報を乙に自動伝送する場合の伝送試験を毎年1回以上(年度当初)行うこと。また、常に正常に稼働するように乙の責任の下でメンテナンスを行うこと。

- 4 乙は、この契約が消失したときは低圧絶縁監視装置を撤去すること。
- 5 甲は、低圧絶縁監視装置を設置する場所の提供、電灯配線等既設設備の利用について便宜を供する。
- 6 低圧絶縁監視装置の仕様及び設置は、次の各号による。
 - (1) 対象 低圧回路・24時間監視
 - (2) 検出方式 Igr方式・Io方式・Ior方式
 - (5) 検知箇所 各変圧器のB種接地工事接地線
 - (4) 許容誤差 警報に対する装置の許容誤差は±10パーセント以内とする。
 - (5) 伝送方法 警報が出た場合は、その警報を乙に自動的に伝送して警報し、かつ記録するものであること。

第13条（費用負担）

次の各号については、乙の負担とする。

- (1) 点検、測定及び試験に伴う一切の費用
- (2) 機械器具等に要する費用
- (3) 業務に必要な消耗部品、材料及び油脂等の費用
- (4) 関係官庁への諸手続き及び報告に要する費用
- (5) 点検報告書等、甲への報告に要する費用
- (6) 応急処置の費用
- (7) 絶縁監視装置の費用
- (8) 絶縁監視装置の設置及び撤去に伴う費用
- (9) 絶縁監視装置の通信に係る一切の費用

第14条（連絡方法等）

- 1 乙は、甲からの連絡のため、保安業務担当者が勤務する事務所に電話を所有し、かつ、保安業務担当者が不在の場合において、居所に確実に連絡できる連絡体制を定めること。
- 2 乙は、業務に先立ち、甲に対し、前項の事務所の所在地、電話の番号及び連絡体制をあらかじめ書面で提出すること。

第15条（日程等）

- 1 乙が定期的に行う点検の日程及び時間帯については、連絡責任者と協議のうえ、決定すること。
- 2 甲及び乙は、前項により決定した後、日程等に変更が生じた場合は速やかに通知すること。

第16条（停電作業）

乙は、点検、測定及び試験等のために、電路を停電させる必要がある場合は、停電の範

囲などを甲に連絡し、協議すること。

第17条（報告）

- 1 乙は、保安業務担当者等が行う点検等の終了時に点検報告書を甲に提出すること。
- 2 点検報告書の様式は、電気事業法に基づき甲が定めた保安規程の様式以外は、原則として乙の様式とするが、甲にあらかじめ見本等を提出し、承諾を受けるものとする。
- 3 乙は、点検等の結果、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがあるときは図面、写真等を点検報告書に添付するとともに、連絡責任者に修理・改造等を指示又は助言すること。
- 4 年次点検報告書には、電気工作物の配置図（PDF形式）、単線結線図（PDF形式）、機器台帳（マイクロソフト社エクセル形式）の電子データを添付することとし、配置図及び単線結線図は保安規程で規定する様式、機器台帳は甲の指定する様式で作成すること。
- 5 乙は、あらかじめ甲と協議した期間ごとに、委託事業場の不具合項目をまとめた報告書を作成し、甲に提出すること。
- 6 乙が、甲に提出する報告書等の部数は、原則として2部とする。ただし、甲の求めがあった場合はこの限りではない。

第18条（記録の保存）

- 1 甲乙共に定期的に行う点検の結果を確認及び記録し、3年間保存すること。ただし、法令の定めがある場合で、当該法令の規定が3年を超える場合にあっては、当該法令の定める期間とする。
- 2 甲は、乙に記録文書の提出を求めることができる。その場合、乙は速やかに記録文書を提出すること。

第19条（緊急時の措置）

電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合、保安業務担当者が実施すべき事項は、次の各号による。

- (1) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがあることを知った時から、1時間以内に当該事業場に到着すること。やむを得ない事情がある場合でも、2時間以内には必ず到着すること。
- (2) 甲乙協議により、あらかじめ定めた関係個所に必要な連絡を行うこと。
- (3) 現状を確認のうえ、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行うとともに、状況に応じて臨時点検を行うこと。この場合において、電気工事士法により、その措置の実施に必要な資格が定められている場合は、その資格を持ったものに処置を行わせるものとする。
- (4) 事故その他の異常の発生原因の究明及び再発防止にとるべき措置について、指示又は助言を行う。また、電気事業法の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告を行う必要がある場合は、事故報告を行うよう指示するとともに、事故報告

の作成及び手続の助言を行うこと。

第20条（機械器具等）

1 乙は、施行規則第52条の2第1号ハ及び第二号ロに規定されている機械器具を所有し、定期の校正試験、誤差確認試験等により適正に保つこと。

なお、委託事業場が、太陽電池発電所、燃料電池発電所、需要設備又は配電線路を管理する事業場のみの場合、騒音計、振動計、回転計を所有することを要しない。また、乙が必要な場合に使用し得る措置を講じている場合には、継電器試験装置、絶縁耐力試験装置を所有することを要しない。

2 乙は、絶縁用保護具等を所有すること。また、それらを、労働安全衛生規則に基づく定期自主検査及び使用前点検により適正に保つこと。

3 乙は、第1項により実施した試験記録を1年間、第2項により実施した検査記録及び点検記録を3年間保存すること。ただし、法令の定めがある場合で、当該法令の規定が本仕様書で規定する保存年数を超える場合にあっては、当該法令の定める期間とする。

4 甲は、乙に前項の記録文書の提出を求めることができる。その場合、乙は速やかに記録文書を提出すること。

第21条（協力義務）

1 甲は、乙が保安管理業務の実施にあたり、乙が報告、助言した事項又は乙と協議決定した事項については、必要な措置をとり、その意見を尊重するものとする。

2 甲は、乙の保安管理業務に関する計画の策定及び実施について、乙の意見を尊重するものとする。

3 乙は、保安管理業務を誠実に行うものとする。

第22条（関連業務の調整）

1 甲は、乙の業務及び甲の締結する第三者の業務が密接に関連する場合において、必要があるときは調整を行うものとする。この場合において乙は、甲の調整に従い第三者の行う業務の円滑な進捗に協力しなければならない。

2 甲は、前項の規定により必要と認める場合、乙に立会い等を求めることができる。

第23条（業務の引継ぎ）

乙は、業務の完了に伴い、甲が保安管理業務を他の第三者と締結した場合は、甲の求めに応じ、当該第三者との間で業務の引継ぎを行うこと。

第24条（契約の解除）

1 甲は、委託事業場のすべてが次の各号のいずれかに該当した場合、契約を解除することができる。

(1) 委託事業場の電気工作物が廃止された場合

- (2) 委託事業場の電気工作物が一般用電気工作物となった場合
- (3) 受電電圧が7、000ボルトを超えた場合
- (4) 発電所の出力が1、000キロワットを超えた場合
- (5) 構外にわたる配電線路の電圧が600ボルトを超えた場合

2 甲は、前項の場合、契約金額を変更するものとする。その場合、契約金額を月割りし、点検を実施した月までの金額を支払うものとする。

第25条（契約の変更）

- 1 甲は、次の各号に掲げる委託事業場の数の区分に応じ、当該各号の場合において契約を変更することができるものとする。
 - (1) 委託事業場の数が一の場合
 - ア 設備容量を変更した場合
 - イ 受電電圧を変更した場合
 - ウ 発電装置の発電機定格容量、定格電圧又は原動機の種類を変更した場合
 - エ 発電所の発電機定格容量、定格電圧又は原動機の種類を変更した場合
 - オ 配電線路の亘長、電源供給数又は配電線路電圧を変更した場合
 - カ 保安規程を変更した場合
 - (2) 委託事業場の数が二以上の場合
 - ア 委託事業場の一以上が前号のアからカに該当した場合
 - イ 委託事業場の一以上全数未満が第25条の各号に該当した場合
- 2 甲は、前項の場合、変更内容に応じ契約金額を増減するものとする。

第26条（支払条件）

本件について、施行規則第52条第2項の規定による、経済産業大臣の承認が得られたことを甲が確認した後、適正な請求に基づき、契約金額を支払う。

第27条（損害賠償）

- 1 甲は、次の各号のいずれかの規定により契約を解除したときは、乙に損害賠償の請求を行うことができる。
 - (1) 第4条第1項の要件を満たさなかったとき。
 - (2) 第4条第1項の要件を満たさないこととなったとき。
 - (3) 委託業務等の誠実な遂行ができる見込がないとき。
 - (4) 正当な理由がないのに委託業務等を中止し、又は誠実な遂行をしないとき。
 - (5) 契約の締結に当たり、不正の行為があったとき。
 - (6) 委託業務等の遂行に当たり、正当な理由がなく甲の指示に従わなかったとき。
 - (7) 履行期間が終了するまでに、成年被後見人、被保佐人、被補助人又は破産者になったとき。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、契約条件に著しく違反したとき。

- 2 乙は、第1項の規定により契約の解除があったときは、甲にその損失の補償を求めることができない。
- 3 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合において、既に一部の委託業務の遂行があったときは、その部分に相当する額を支払うことができる。
- 4 甲は、第1項各号に掲げる場合のほか、委託業務等の履行期間が終了しないまでに、必要があると認めるときは、契約を解除することができる。
- 5 第3項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。
- 6 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のため必要を生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責に帰すべき理由による場合は、この限りではない。

第28条（その他）

乙は、点検等により、立ち入る場所については、あらかじめ連絡責任者と協議しておくこととする。

(別紙 1)

委託事業場とその概要

事 業 場		需 要 設 備			非常用予備発電設備			年次点検 が可能な 曜日時間 等 ^(注1)
名 称	所 在 地	設 備 容 量 (kVA)	受 電 電 壓 (V)	発電機 定 格 容 量 (kVA)	発電機 定 格 電 壓 (V)	原動機 の種類		
京都市改進保育所	伏見区竹田狩賀町153-1	・一般電灯用 125	6,600					
京都市楽只保育所	北区紫野西舟岡町1番(一部) 及び2番(一部)	・一般電灯用 50 ・一般動力用 150	6,600					

(注1) 記載無き場合は、平日、9:00-17:00で実施可能とする(詳細は、連絡責任者との協議による)。

略称は次による。”土”…土曜日に実施。”日”…日曜日に実施。”祝”…祝日に実施。”朝”…早朝に実施。”夜”…夜間に実施

曜日若しくは時間帯のみが記載の場合は、記載無き事項においては、平日若しくは9:00-17:00とする。

定期的な点検、測定及び試験の実施基準

第1条（点検内容）

定期的に行う電気工作物の点検、測定及び試験は、甲が実施する日常巡視点検と、乙に委託する月次点検、年次点検、工事期間中点検、臨時点検の四種点検とする。

- (1) 日常巡視点検、月次点検、年次点検、工事期間中点検の点検、測定及び試験の内容は保安規程（別表）による。
- (2) 乙は、巡視、点検及び試験を行うほか、設置者及びその職員に、日常巡視等において異常等がなかつたか否かの問診を行い、異常があった場合には、外部委託先としての観点からの点検も実施するものとする。
- (3) 臨時点検は、電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合等、点検が必要な設備について、必要な点検を行うこと。

第2条（点検周期）

月次点検、年次点検、工事期間中点検、臨時点検は、次の各号の周期により実施すること。

- (1) 月次点検 隔月1回（低圧受電の事業場、設備容量百キロボルトアンペア以下で条件^(注)を満たした事業場、設備容量百キロボルトアンペアを超えている事業場にあっては、低圧絶縁監視装置を設置し、条件^(注)を満たした事業所に適用する）
毎月1回（隔月1回点検の条件^(注)を満たしていない事業場に適用する）
- (2) 年次点検 停電により設備を停止状態にして毎年1回以上実施すること。
ただし、「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」で定める、点検の延伸に係る要件に該当する場合は、停電により設備を停止状態にして行う点検を3年に1回以上とすることができる。
- (3) 工事期間中点検 毎週1回以上
- (4) 臨時点検 必要なとき

（注）条件については、電気事業法施行規則第52条の2第1号ロの要件等並びに第53条第2項第5号の頻度に関する告示（平成15年経済産業省告示第249号）による。

第3条（清掃）

年次点検の実施に伴い、保安の確保のために必要な清掃を実施すること。

保 安 規 程

作成年月日 令和 年 月 1 日
届出年月日 令和 年 月 日

内 容

業 種	施設提供等	フ リ ガ ナ	キヨウトシカイシンホイクショ			
		事 業 場 の 名 称	京都市改進保育所			
統 括 管 理 者		所 在 地	京都市伏見区竹田狩賀町153-1			
			〒612-8442	TEL 611-3268		
連 絡 責 任 者		フリガナ 氏名	役職名(所属名)			
			京都市長			
受 電 設 備	受 電 電 壓	6.6 kV			kV	
	設 備 容 量	kVA			kVA	
發 電 設 備	最 大 電 力	kW			kW	
	受電用遮断器	PF 6.6kV	A	kA	kV	A
配 電 線 路		無				
備 考	電 壓	V			V	
	出 力	kW			kW	
備 考						

第1章 総 則

(目的)

第1条 次の事業場(以下「当事業場」という。)における自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、電気事業法(昭和39年法律第170号。以下「法」という。)第42条第1項の規定に基づきこの規程を定める。

事業場の名称 京都市改進保育所

(効力)

第2条 当事業場の電気工作物の設置者(以下「設置者」という。)、職員及び京都市が保安管理業務を委託した者(以下「外部委託先」という。)は、電気関係法令及びこの規程を遵守するものとする。

(細則の制定)

第3条 この規程を実施するため必要と認められる場合には、別に細則を定めるものとする。

(規程等の改正)

第4条 この規程の改正または前条に定める細則の制定あるいは改正にあたっては、外部委託先の意見を求めるものとする。

(保安管理業務の範囲)

第5条 当事業場の電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務(以下「保安管理業務」という。)のうち、外部委託先に委託する業務の範囲については、外部委託先との契約によって定めるものとする。

第2章 保安業務の運営管理体制

(保安管理業務の管理)

第6条 当事業場の電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安管理業務は、京都市長(以下「総括管理者」という)が総括管理するものとする。

- 2 外部委託先との連絡並びに常時電気工作物の管理を担当し、保安のための巡視点検を行う者(以下「連絡責任者」という。)及び連絡責任者が病気その他やむを得ない事情により不在となる場合には、その業務の代行を行う者(以下「代務者」という。)をあらかじめ指名しておくものとする。
- 3 連絡責任者と外部委託先との連絡方法は、外部委託先と協議してあらかじめ定めておくものとする。
- 4 前各項に変更が生じた場合は、直ちに外部委託先へ連絡するものとする。

(設置者の義務)

第7条 電気工作物に関する保安上重要な事項を決定又は実行しようとするときは、外部委託先の意見を求めるものとする。

- 2 外部委託先から指導、助言又は協議した保安に関する事項については、すみやかに必要な措置をとるものとする。

- 3 法令に基づいて所管官庁に提出する書類の内容が電気工作物の保安に関する場合には、その作成及び手続きについて外部委託先と協議の上、決定するものとする。
- 4 所管官庁が法令に基づいて行う検査に、外部委託先を立ち合わせるものとする。

(従事者の義務)

第8条 電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者は、外部委託先がその保安のためにする指示に従わなければならない。指導を受けるものとする。

第3章 保安教育

(保安教育)

第9条 電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者に対する電気工作物の保安に関する必要な知識及び技能の教育は、外部委託先の意見を求めて計画的に行うものとする。

2 前項の保安教育は、原則として、次の各号によるものとする。

- (1) 電気工作物の工事、維持及び運用に関する知識及び技能の修得に関する事項
- (2) 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し、電気工作物の保安に関する基本的心得え等保安思想の徹底に関する事項
- (3) 事故時及び非常災害時の措置に関する事項
- (4) その他電気工作物の保安に関する必要な事項

(保安に関する訓練)

第10条 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し、外部委託先の意見を求めて事故その他非常災害が発生したときの措置について少なくとも年1回以上実地指導訓練を行うものとする。

第4章 工事の計画及び実施

(工事計画)

第11条 電気工作物の設置又は変更(改造、修理、取替、廃止等のうち、重要なものをいう。)の工事計画を立案するにあたっては、その保安に関し、外部委託先の意見を求めるものとする。

2 外部委託先は、電気工作物の安全な運用を確保するため、必要に応じ総括管理者に対して主要な電気工作物の設置又は変更の工事の計画を指示又は助言するものとする。

(工事の実施)

第12条 電気工作物に関する工事の実施にあたっては、外部委託先の監督の下、工事期間中の点検及び竣工検査を受けるものとする。

- 2 外部委託先は、工事期間中は別表の月次点検に定める外観点検を行うとともに、工事が完成したときには竣工検査を行い、電気工作物の施工状況及び技術基準への適合状況の確認を行うものとする。
- 3 工事期間中の点検結果及び工事完了時の竣工検査結果について外部委託先から報告を受け、その記録を確認するものとする。
- 4 前項の点検結果から技術基準への不適合又は不適合のおそれがあると報告された場合には修理、改造等

の措置を講じ、常に技術基準に適合するよう維持するものとする。

- 5 電気工作物に関する工事を他の者に請け負わせる場合には、常に責任の所在を明確にしておくものとする。

第5章 保 守

(巡視、点検、測定)

第13条 電気工作物の維持及び運用に関する保安のための巡視、点検及び測定は、「別表1点検及び試験の基準」に定める基準に従い実施するものとする。

- 2 外部委託先は、巡視、点検、設置者及びその職員に、日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常があった場合には、外部委託先としての観点からの点検も実施するものとする。
- 3 巡視、点検又は測定の結果について外部委託先から報告を受け、その記録を確認するものとする。
- 4 前項の結果から技術基準に不適合又は不適合のおそれがあると報告された場合には当該電気工作物を修理、改造、移設し、又はその使用を一時停止し、若しくは制限する等の措置を講じ、常に技術基準に適合するよう維持するものとする。
- 5 低圧電路の絶縁状況の適確な監視が可能な装置(以下「絶縁監視装置」という。)を設置している場合は、警報発生時(警報動作電流(設定の上限値は50ミリアンペア)以上の漏えい電流が発生している旨の警報(以下「漏えい警報」という。)を連続して5分以上受信した場合又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合をいう。(以下同じ。)に、外部委託先が警報発生の原因を調査し、適切な措置を行うものとする。

第14条 巡視、点検又は測定の結果、法令に定める技術基準に適合しない事項が判明したときには、当該電気工作物を修理、改造、移設し、又はその使用を一部停止、若しくは制限する等の措置を講じ常に技術基準に適合するよう維持するものとする。

(事故の再発防止)

第15条 事故その他異常が発生又は発生するおそれのある場合には、直ちに外部委託先に連絡をとるものとする。

- 2 連絡を受けた外部委託先は現状を確認の上、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行い、適切な応急措置をとるとともに必要に応じて臨時点検を行うものとする。
- 3 事故その他の異常の発生原因の究明及び再発防止に遺憾のないよう指導、助言を受けて措置するものとする。

第6章 運転又は操作

(運転又は操作等)

第16条 平常時及び事故その他異常時における遮断器、開閉器等の操作順序、操作方法及び発電所を設置する場合には発電機の運転の操作順序、操作方法について、あらかじめ外部委託先の意見を聞いて定めておくものとする。

- 2 連絡責任者は、事故その他の異常が発生した場合には、外部委託先及びその他の関係先に迅速に連絡を行い、指導、助言を受けて適切な応急措置をとるものとする。

- 3 事故その他の異常が発生した場合の報告若しくは連絡すべき事項ならびに、伝達経路は受電室その他の見やすい場所に掲示しておくものとする。
- 4 遮断器、断路器の開閉その他必要な事項については、電気事業者との間に締結している「受電に関する協定書」及び「自家用発電並列運転に関する協定書」によるものとする。

第7章 災害対策

(防災体制)

- 第17条 台風、洪水、地震、火災、その他の非常災害に備えて、電気工作物に関する保安を確保するために、外部委託先の意見を聞いて適切な措置をとることができる体制をあらかじめ整備しておくものとする。
- 2 連絡責任者は、非常災害発生時において迅速に外部委託先に連絡し、その指示又は助言を受けるものとする。
 - 3 外部委託先あるいは連絡責任者は、非常災害等の発生に伴い危険と認められるときは、直ちに当該範囲の送電を停止することができるものとする。

第8章 記 錄

(記録の保存等)

- 第18条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する次の記録は、設置者及び外部委託先双方において確認を行い、3年間保存するものとする。
- (1) 巡視、点検及び測定記録(日常、月次「隔月」、年次)
 - (2) 電気事故記録
 - (3) 補修工事記録
 - (4) 受電日誌
- 2 主要電気機器の補修記録は設備台帳により記録し、必要な期間保存するものとする。
- 3 前1項の記録に係る書式は別表第2の1、別表第2の2によるほか、外部委託先の書式でも可とする。
- 4 構内図、単線結線図の様式は別表第3の1、別表第3の2によるほか、外部委託先の書式でも可とする。
- 5 絶縁監視装置を設置している場合は、警報発生時の受信記録を外部委託先に3年間保存させるものとする。

第9章 責任の分界

(責任の分界点)

- 第19条 電気事業者との保安上の責任及び財産分界点は電力需給に関する契約書のとおりとする。
- 2 発電所を設置する場合の需要設備と発電所の分界点は別図に示すとおりとする。

(需要設備の構内)

- 第20条 当事業所の需要設備及び発電所の構内は別図に示すとおりとする。

第10章 整備その他

(危険の表示)

第21条 受電室その他高圧電気工作物が設置されている場所等であって、危険のおそれのあるところには、人の注意を喚起する表示を設けるものとする。

(測定器具類の整備)

第22条 電気工作物の保安上必要とする測定器具類は常に整備し、これを適正に保管するものとする。

(図面、書類の整備)

第23条 電気工作物に関する結線図、系統図、配線図、主要機器関係図、設計図、仕様書、取扱い説明書等については整備し、必要な期間保存するものとする。

(手続き書類等の整備)

第24条 関係官庁、電気事業者等に提出した書類及び図面その他主要な文書については、その写しを必要な期間保存するものとする。

付 則

1. この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(備考) 外観点検は、電路の状態により可能な範囲で実施することとする。

ただし、年次点検等により電路を停電させて実施する場合、より詳細に外観点検を実施することとし、目視に加えて必要に応じ触手、必要な工具等により状態を確認すること。

日常巡視点検記録

事業場名

点 檢	対 象 設 備	点 檢 結 果			
		実 施 年 月 日			
受変電設備 配電設備	点 檢 者				
	支 持 物				
	架 空 線				
	架 空 ケ ー ブ ル				
	地 中 ケ ー ブ ル				
受電室, キュービクル					
電気使用場所 の 設 備	電 動 機				
	電 熱 装 置				
	照 明 装 置				
	配 線 , 配 線 器 具				
	そ の 他 電 気 機 器 類				
非常用予備 発電設備	原 動 機				
	発 电 機				
	始 動 装 置				
そ の 他					
記 事					

電気事故記録

年 月 日

記録作成者

速報提出	年月日時	詳報提出	年月日	事業場名 備考
提出方法		提出方法		
提出先		提出先		

件名						
事故発生の日時			天候			
事故発生の場所						
事故発生の電気工作物			使用電圧			
事故の状況						
事故の原因						
保護装置の種類及び動作の適否						
被害電気工作物の概要						
他に及ぼした障害						
供給支障電力及び供給支障時間			発電支障電力及び発電支障時間			
復旧の日時			復旧に要する費用			
事故再発の防止対策						
被害者	所属	氏名	性別	年齢	作業経験年数	被の内容
自家用電気工作物の概要	業種		発電電力	kW	発電電圧	V
			受電電力	kW	受電電圧	kV

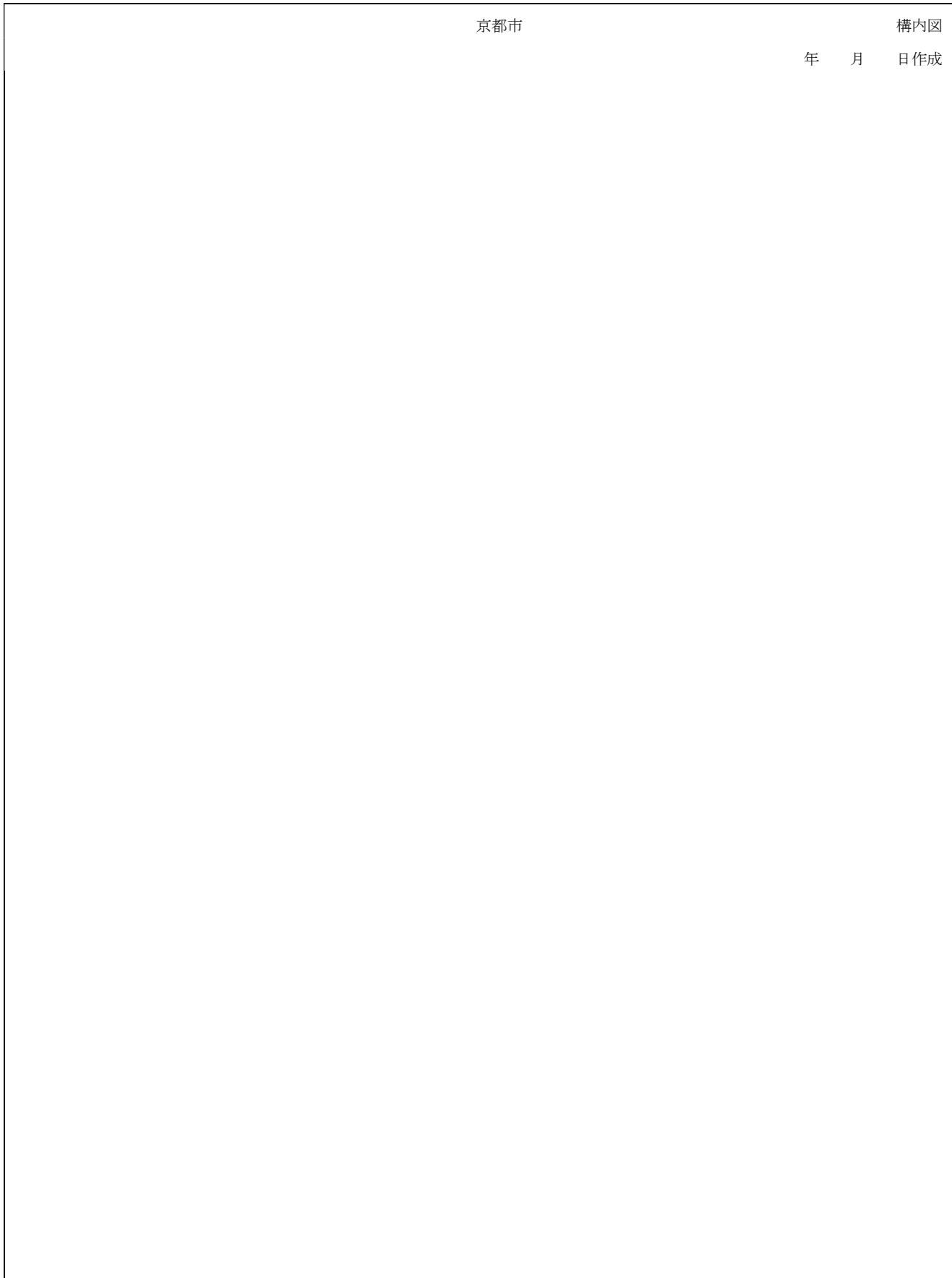
(注記)電気関係報告規則第3条に基づく電気事故報告が必要な事故について、本様式により記録する。

構 内 図

京都市

構内図

年 月 日 作成

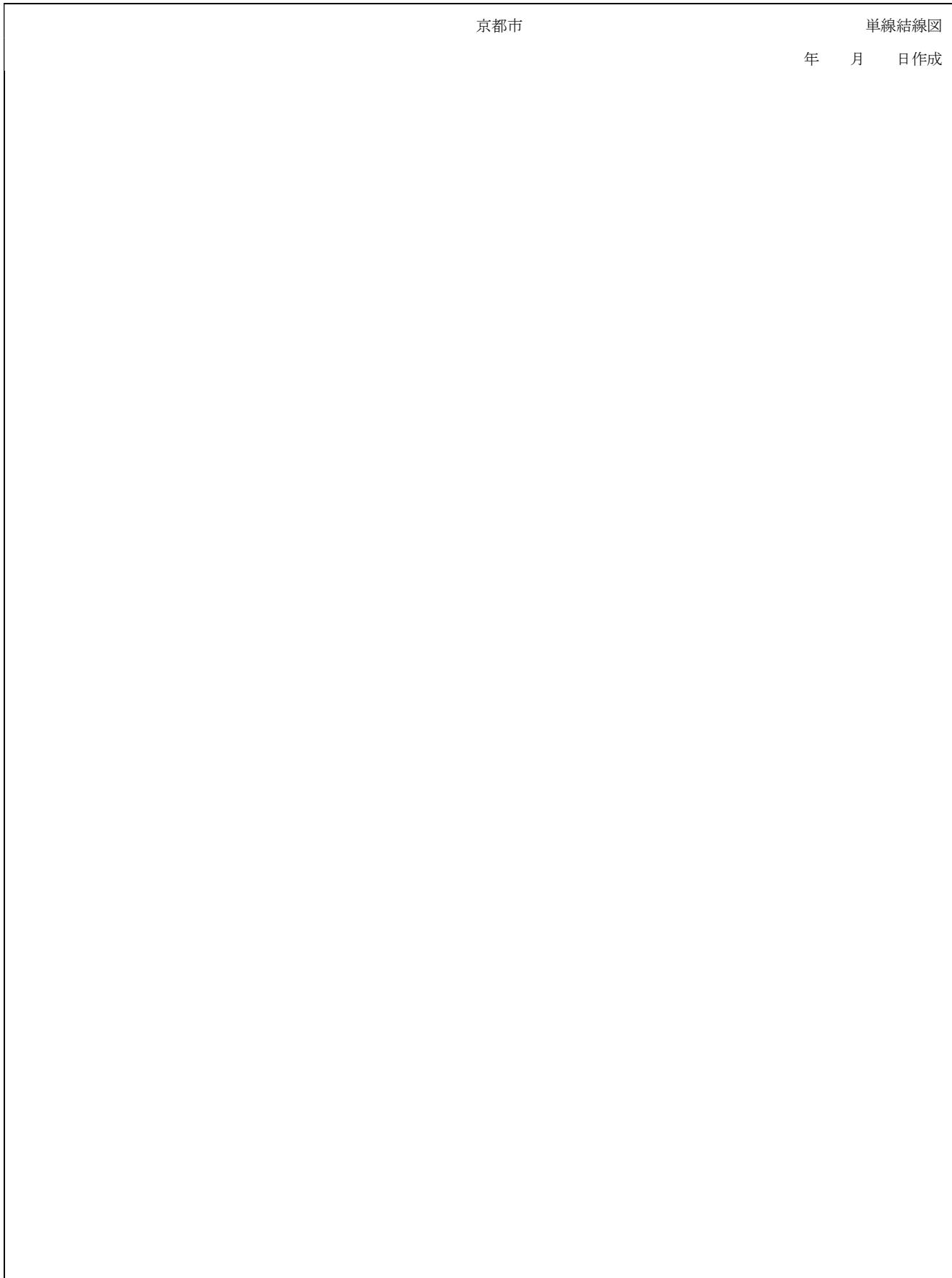


単線結線図

京都市

単線結線図

年 月 日作成



保 安 規 程

作成年月日 令和 年 月 1 日
届出年月日 令和 年 月 日

内 容

業 種	施設提供等	フ リ ガ ナ	キヨウトシラクシホイクショ		
		事 業 場 の 名 称	京都市楽只保育所		
		所 在 地	京都市北区紫野西舟岡町2 〒603-8226		
			TEL 334-5355		
統 括 管 理 者	フリガナ 氏名	役職名(所属名)			京都市長
連 絡 責 任 者	フリガナ 氏名	役職名(所属名)			保育所長
受電設備	受電電圧	6.6 kV			kV
	設備容量	kVA			kVA
	最大電力	kW			kW
	受電用遮断器	PF 6.6kV	A	kA	kV A kA
配電線路	無				
発電設備	電圧	V			V
	出力	kW			kW
	原動機				
	常用予備				
備考					

第1章 総 則

(目的)

第1条 次の事業場(以下「当事業場」という。)における自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、電気事業法(昭和39年法律第170号。以下「法」という。)第42条第1項の規定に基づきこの規程を定める。

事業場の名称 京都市楽只保育所

(効力)

第2条 当事業場の電気工作物の設置者(以下「設置者」という。)、職員及び京都市が保安管理業務を委託した者(以下「外部委託先」という。)は、電気関係法令及びこの規程を遵守するものとする。

(細則の制定)

第3条 この規程を実施するため必要と認められる場合には、別に細則を定めるものとする。

(規程等の改正)

第4条 この規程の改正または前条に定める細則の制定あるいは改正にあたっては、外部委託先の意見を求めるものとする。

(保安管理業務の範囲)

第5条 当事業場の電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務(以下「保安管理業務」という。)のうち、外部委託先に委託する業務の範囲については、外部委託先との契約によって定めるものとする。

第2章 保安業務の運営管理体制

(保安管理業務の管理)

第6条 当事業場の電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安管理業務は、京都市長(以下「総括管理者」という)が総括管理するものとする。

- 2 外部委託先との連絡並びに常時電気工作物の管理を担当し、保安のための巡視点検を行う者(以下「連絡責任者」という。)及び連絡責任者が病気その他やむを得ない事情により不在となる場合には、その業務の代行を行う者(以下「代務者」という。)をあらかじめ指名しておくものとする。
- 3 連絡責任者と外部委託先との連絡方法は、外部委託先と協議してあらかじめ定めておくものとする。
- 4 前各項に変更が生じた場合は、直ちに外部委託先へ連絡するものとする。

(設置者の義務)

第7条 電気工作物に関する保安上重要な事項を決定又は実行しようとするときは、外部委託先の意見を求めるものとする。

- 2 外部委託先から指導、助言又は協議した保安に関する事項については、すみやかに必要な措置をとるものとする。

- 3 法令に基づいて所管官庁に提出する書類の内容が電気工作物の保安に関する場合には、その作成及び手続きについて外部委託先と協議の上、決定するものとする。
- 4 所管官庁が法令に基づいて行う検査に、外部委託先を立ち合わせるものとする。

(従事者の義務)

第8条 電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者は、外部委託先がその保安のためにする指示に従わなければならない。指導を受けるものとする。

第3章 保安教育

(保安教育)

第9条 電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者に対する電気工作物の保安に関する必要な知識及び技能の教育は、外部委託先の意見を求めて計画的に行うものとする。

2 前項の保安教育は、原則として、次の各号によるものとする。

- (1) 電気工作物の工事、維持及び運用に関する知識及び技能の修得に関する事項
- (2) 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し、電気工作物の保安に関する基本的心得え等保安思想の徹底に関する事項
- (3) 事故時及び非常災害時の措置に関する事項
- (4) その他電気工作物の保安に関する必要な事項

(保安に関する訓練)

第10条 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し、外部委託先の意見を求めて事故その他非常災害が発生したときの措置について少なくとも年1回以上実地指導訓練を行うものとする。

第4章 工事の計画及び実施

(工事計画)

第11条 電気工作物の設置又は変更(改造、修理、取替、廃止等のうち、重要なものをいう。)の工事計画を立案するにあたっては、その保安に関し、外部委託先の意見を求めるものとする。

2 外部委託先は、電気工作物の安全な運用を確保するため、必要に応じ総括管理者に対して主要な電気工作物の設置又は変更の工事の計画を指示又は助言するものとする。

(工事の実施)

第12条 電気工作物に関する工事の実施にあたっては、外部委託先の監督の下、工事期間中の点検及び竣工検査を受けるものとする。

- 2 外部委託先は、工事期間中は別表の月次点検に定める外観点検を行うとともに、工事が完成したときには竣工検査を行い、電気工作物の施工状況及び技術基準への適合状況の確認を行うものとする。
- 3 工事期間中の点検結果及び工事完了時の竣工検査結果について外部委託先から報告を受け、その記録を確認するものとする。
- 4 前項の点検結果から技術基準への不適合又は不適合のおそれがあると報告された場合には修理、改造等

の措置を講じ、常に技術基準に適合するよう維持するものとする。

- 5 電気工作物に関する工事を他の者に請け負わせる場合には、常に責任の所在を明確にしておくものとする。

第5章 保 守

(巡視、点検、測定)

第13条 電気工作物の維持及び運用に関する保安のための巡視、点検及び測定は、「別表1点検及び試験の基準」に定める基準に従い実施するものとする。

- 2 外部委託先は、巡視、点検、設置者及びその職員に、日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常があった場合には、外部委託先としての観点からの点検も実施するものとする。
- 3 巡視、点検又は測定の結果について外部委託先から報告を受け、その記録を確認するものとする。
- 4 前項の結果から技術基準に不適合又は不適合のおそれがあると報告された場合には当該電気工作物を修理、改造、移設し、又はその使用を一時停止し、若しくは制限する等の措置を講じ、常に技術基準に適合するよう維持するものとする。
- 5 低圧電路の絶縁状況の適確な監視が可能な装置(以下「絶縁監視装置」という。)を設置している場合は、警報発生時(警報動作電流(設定の上限値は50ミリアンペア)以上の漏えい電流が発生している旨の警報(以下「漏えい警報」という。)を連続して5分以上受信した場合又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合をいう。(以下同じ。)に、外部委託先が警報発生の原因を調査し、適切な措置を行うものとする。

第14条 巡視、点検又は測定の結果、法令に定める技術基準に適合しない事項が判明したときには、当該電気工作物を修理、改造、移設し、又はその使用を一部停止、若しくは制限する等の措置を講じ常に技術基準に適合するよう維持するものとする。

(事故の再発防止)

第15条 事故その他異常が発生又は発生するおそれのある場合には、直ちに外部委託先に連絡をとるものとする。

- 2 連絡を受けた外部委託先は現状を確認の上、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行い、適切な応急措置をとるとともに必要に応じて臨時点検を行うものとする。
- 3 事故その他の異常の発生原因の究明及び再発防止に遺憾のないよう指導、助言を受けて措置するものとする。

第6章 運転又は操作

(運転又は操作等)

第16条 平常時及び事故その他異常時における遮断器、開閉器等の操作順序、操作方法及び発電所を設置する場合には発電機の運転の操作順序、操作方法について、あらかじめ外部委託先の意見を聞いて定めておくものとする。

- 2 連絡責任者は、事故その他の異常が発生した場合には、外部委託先及びその他の関係先に迅速に連絡を行い、指導、助言を受けて適切な応急措置をとるものとする。

- 3 事故その他の異常が発生した場合の報告若しくは連絡すべき事項ならびに、伝達経路は受電室その他の見やすい場所に掲示しておくものとする。
- 4 遮断器、断路器の開閉その他必要な事項については、電気事業者との間に締結している「受電に関する協定書」及び「自家用発電並列運転に関する協定書」によるものとする。

第7章 災害対策

(防災体制)

- 第17条 台風、洪水、地震、火災、その他の非常災害に備えて、電気工作物に関する保安を確保するために、外部委託先の意見を聞いて適切な措置をとることができる体制をあらかじめ整備しておくものとする。
- 2 連絡責任者は、非常災害発生時において迅速に外部委託先に連絡し、その指示又は助言を受けるものとする。
 - 3 外部委託先あるいは連絡責任者は、非常災害等の発生に伴い危険と認められるときは、直ちに当該範囲の送電を停止することができるものとする。

第8章 記 錄

(記録の保存等)

- 第18条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する次の記録は、設置者及び外部委託先双方において確認を行い、3年間保存するものとする。
- (1) 巡視、点検及び測定記録(日常、月次「隔月」、年次)
 - (2) 電気事故記録
 - (3) 補修工事記録
 - (4) 受電日誌
- 2 主要電気機器の補修記録は設備台帳により記録し、必要な期間保存するものとする。
- 3 前1項の記録に係る書式は別表第2の1、別表第2の2によるほか、外部委託先の書式でも可とする。
- 4 構内図、単線結線図の様式は別表第3の1、別表第3の2によるほか、外部委託先の書式でも可とする。
- 5 絶縁監視装置を設置している場合は、警報発生時の受信記録を外部委託先に3年間保存させるものとする。

第9章 責任の分界

(責任の分界点)

- 第19条 電気事業者との保安上の責任及び財産分界点は電力需給に関する契約書のとおりとする。
- 2 発電所を設置する場合の需要設備と発電所の分界点は別図に示すとおりとする。

(需要設備の構内)

- 第20条 当事業所の需要設備及び発電所の構内は別図に示すとおりとする。

第10章 整備その他

(危険の表示)

第21条 受電室その他高圧電気工作物が設置されている場所等であって、危険のおそれのあるところには、人の注意を喚起する表示を設けるものとする。

(測定器具類の整備)

第22条 電気工作物の保安上必要とする測定器具類は常に整備し、これを適正に保管するものとする。

(図面、書類の整備)

第23条 電気工作物に関する結線図、系統図、配線図、主要機器関係図、設計図、仕様書、取扱い説明書等については整備し、必要な期間保存するものとする。

(手続き書類等の整備)

第24条 関係官庁、電気事業者等に提出した書類及び図面その他主要な文書については、その写しを必要な期間保存するものとする。

付 則

1. この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(備考) 外観点検は、電路の状態により可能な範囲で実施することとする。

ただし、年次点検等により電路を停電させて実施する場合、より詳細に外観点検を実施することとし、目視に加えて必要に応じ触手、必要な工具等により状態を確認すること。

日常巡視点検記録

事業場名

点 檢	対 象 設 備	点 檢 結 果			
		実 施 年 月 日			
受変電設備 配電設備	点 檢 者				
	支 持 物				
	架 空 線				
	架 空 ケ ー ブ ル				
	地 中 ケ ー ブ ル				
受電室, キュービクル					
電気使用場所 の 設 備	電 動 機				
	電 熱 装 置				
	照 明 装 置				
	配 線 , 配 線 器 具				
	そ の 他 電 気 機 器 類				
非常用予備 発電設備	原 動 機				
	発 电 機				
	始 動 装 置				
そ の 他					
記 事					

電気事故記録

年 月 日

記録作成者

速報提出	年月日時	詳報提出	年月日	事業場名 備考
提出方法		提出方法		
提出先		提出先		

件名						
事故発生の日時		天候				
事故発生の場所						
事故発生の電気工作物		使用電圧				
事故の状況						
事故の原因						
保護装置の種類及び動作の適否						
被害電気工作物の概要						
他に及ぼした障害						
供給支障電力及び供給支障時間		発電支障電力及び発電支障時間				
復旧の日時		復旧に要する費用				
事故再発の防止対策						
被害者	所属	氏名	性別	年齢	作業経験年数	被の内容
自家用電気工作物の概要	業種		発電電力	kW	発電電圧	V
			受電電力	kW	受電電圧	kV

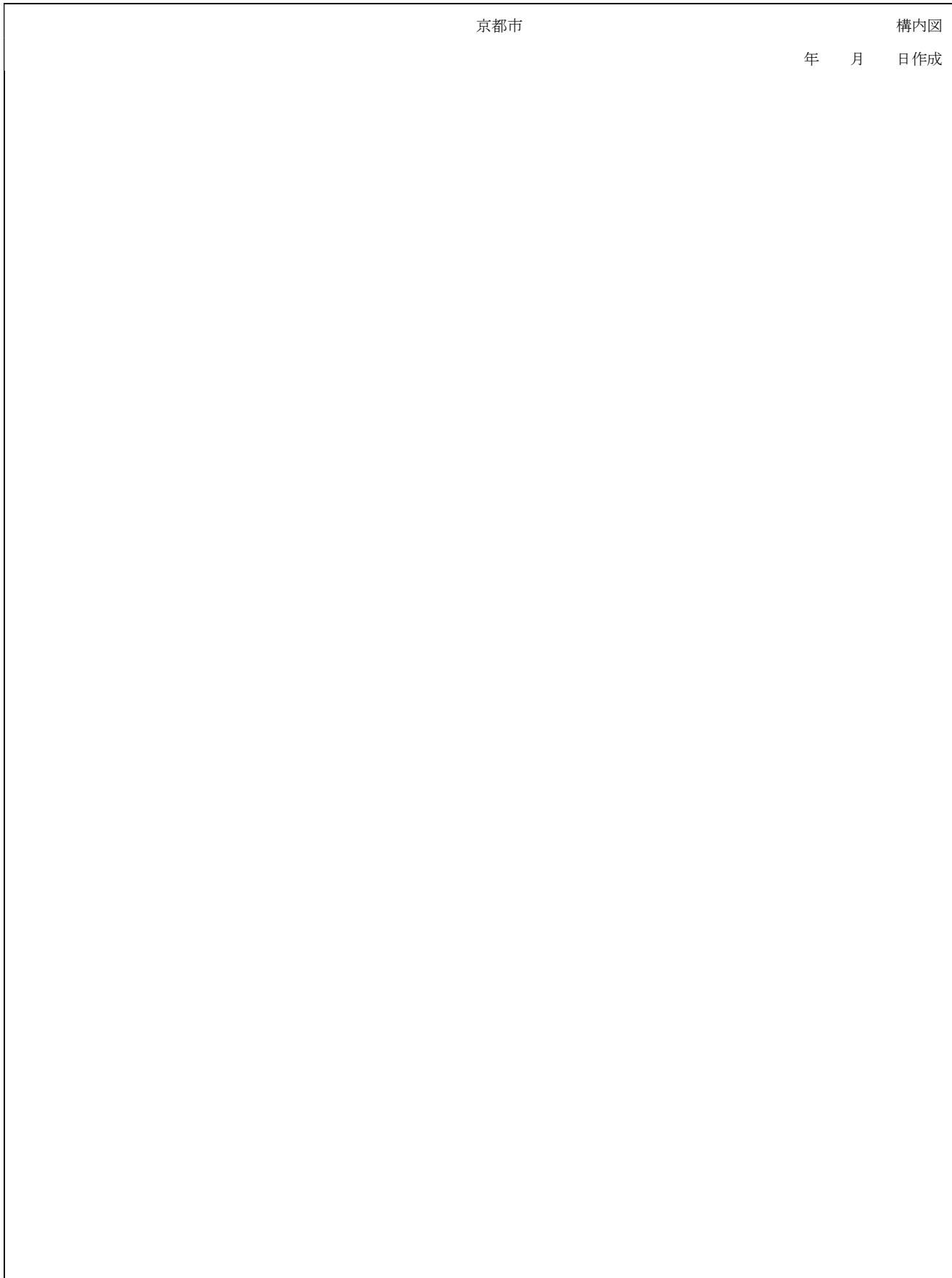
(注記)電気関係報告規則第3条に基づく電気事故報告が必要な事故について、本様式により記録する。

構 内 図

京都市

構内図

年 月 日 作成

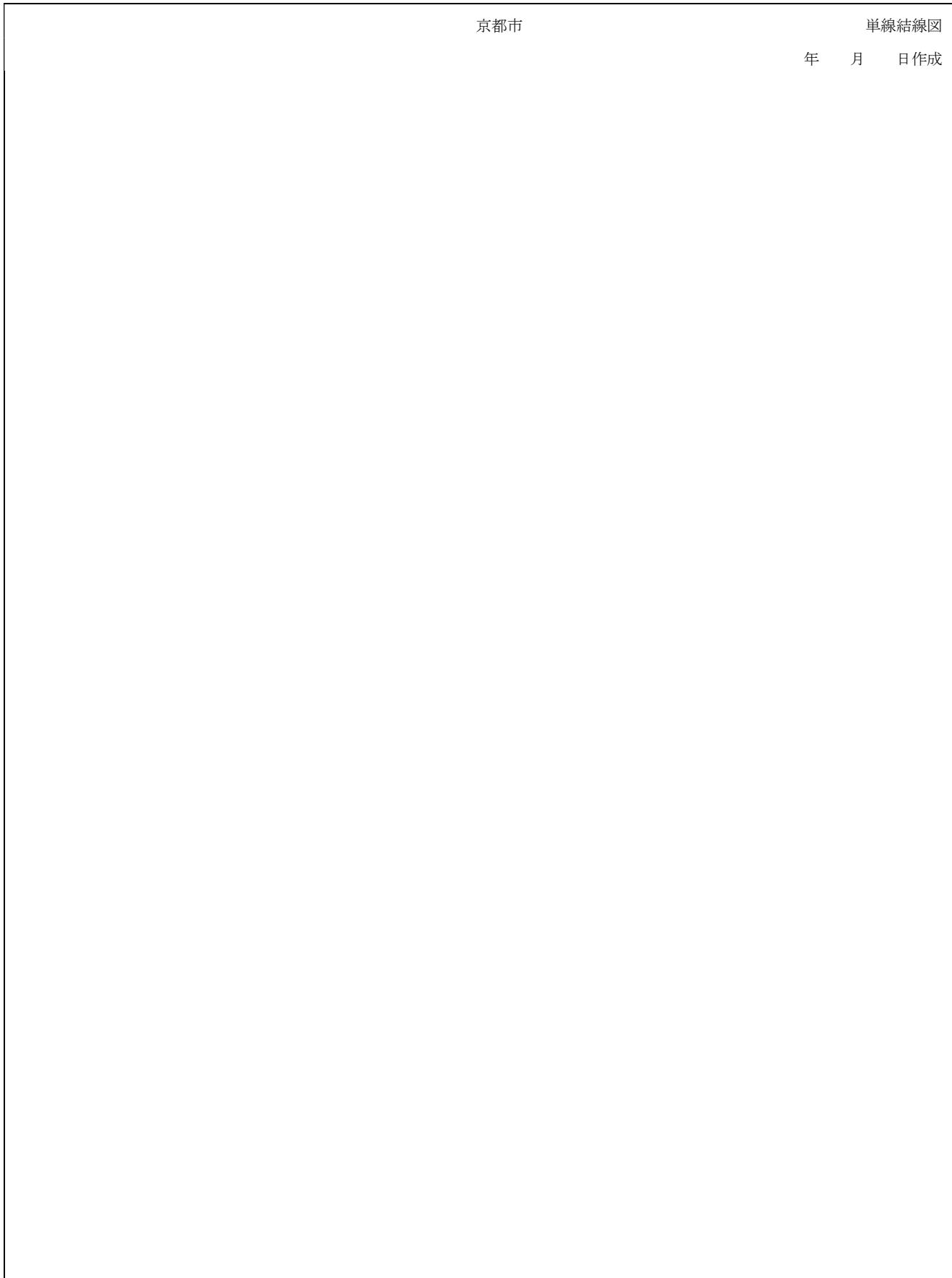


単線結線図

京都市

単線結線図

年 月 日作成



点検及び試験の基準

別表1

対象設備			月次点検(1ヶ月1回)		年次点検	
			種類及びその内容		種類及びその内容	
			外観点検	試験及び測定	外観点検	試験及び測定
引 込 線 路	支持物等	汚損、亀裂、腐食、損傷、たるみ、ゆるみ、離隔、接地線の腐食・断線・外れ、異物の付着、敷設部の無断掘削			汚損、亀裂、腐食、損傷、たるみ、離隔、接地線の腐食・断線・外れ、接地線接続部のゆるみ、ハンドホール・マンホールの浸水	接地抵抗測定 ※5
	電線、ケーブル	電線の高さ・他物との離隔距離、標識、ヘッド・接続箱・分岐箱などの過熱による変色、損傷、腐食、汚損、亀裂、接地線の腐食・断線・外れ			電線の高さ・他物との離隔距離、標識、ヘッド・接続箱・分岐箱などの過熱による変色、損傷、腐食、汚損、亀裂、接地線の腐食・断線・外れ	絶縁抵抗測定 ※4 接地抵抗測定 ※5
引 込 関 係	負荷開閉器	汚損、亀裂、腐食、損傷、制御装置箱施錠確認、開閉指示表示確認、接地線の腐食・断線・外れ			汚損、亀裂、腐食、損傷、制御装置箱施錠確認、開閉指示表示確認、接地線の腐食・断線・外れ、接地線接続部のゆるみ 開閉操作確認、表示確認	絶縁抵抗測定 ※4 接地抵抗測定 ※5 保護継電器動作特性試験 ※6 保護継電器と開閉器の連動動作試験
高 压 キ ヤ ビ ネ ツ ト	負荷開閉器	汚損、亀裂、腐食、損傷、結露、施錠確認、開閉指示、表示確認、接地線の腐食・断線・外れ			汚損、亀裂、腐食、損傷、結露、施錠確認、開閉指示、表示確認、接地線の腐食・断線・外れ、接地線接続部のゆるみ	保護継電器動作特性試験 ※6 保護継電器と開閉器の連動動作試験 絶縁抵抗測定 ※4 接地抵抗測定 ※5
高 压 受 電 設 備	零相変流器	汚損、腐食、損傷、異音、異臭、変色、接地線の腐食・断線・外れ			汚損、腐食、損傷、異音、異臭、変色、接地線の腐食・断線・外れ、二次配線接続部のゆるみ、接地線接続部のゆるみ	
	断路器	汚損、亀裂、腐食、損傷、変色、接地線の腐食・断線・外れ、接触・接続部の過熱の有無 ※1			汚損、亀裂、腐食、損傷、変色、接地線の腐食・断線・外れ、接続箇所のゆるみ、接触子の接触状態の確認、操作機構部の動作状態確認、接地線接続部のゆるみ	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 ※4 ※5

対象設備			月次点検(1ヶ月1回)		年次点検	
			種類及びその内容		種類及びその内容	
			外観点検	試験及び測定	外観点検	試験及び測定
高 压 受 電 設 備	負荷開閉器	負荷開閉器	汚損、亀裂、腐食、損傷、変色、 高圧ヒューズの過熱、変色、溶断表示の確認、 接地線の腐食・断線・外れ、 接触・接続部の過熱の有無 ※1		汚損、亀裂、腐食、損傷、変色、 高圧ヒューズの過熱、変色、溶断表示の確認、 接地線の腐食・断線・外れ、 接続箇所のゆるみ、 接触子の接触状態の確認、 操作機構部の動作状態確認、 接地線接続部のゆるみ	絶縁抵抗測定 ※4 接地抵抗測定 ※5 保護継電器動作特性試験 ※6 保護継電器と開閉器の連動動作試験
			汚損、亀裂、腐食、損傷、変色、漏油、 接地線の腐食・断線・外れ、 接触・接続部の過熱の有無 ※1		汚損、亀裂、腐食、損傷、変色、漏油、 接地線の腐食・断線・外れ	絶縁抵抗測定 ※4 接地抵抗測定 ※5 保護継電器動作特性試験 ※6 絶縁油試験 ※2 保護継電器と遮断器の連動動作試験
	計器用変成器	計器用変成器	汚損、亀裂、損傷、異音、異臭、変色、 接地線の腐食・断線・外れ、 接触・接続部の過熱の有無 ※1		汚損、亀裂、損傷、異音、異臭、変色、 接地線の腐食・断線・外れ、 接続箇所のゆるみ、 二次配線接続部のゆるみ、 接地線接続部のゆるみ	絶縁抵抗測定 ※4 接地抵抗測定 ※5
			汚損、亀裂、腐食、損傷、異音、異臭、変色、 接触・接続部の過熱の有無 ※1		汚損、亀裂、腐食、損傷、異音、異臭、変色、 接続箇所のゆるみ、 接触子の接触状態の確認	絶縁抵抗測定 ※4
	変圧器	変圧器	汚損、亀裂、腐食、損傷、異音、異臭、変色、漏油、振動、 接地線の腐食・断線・外れ、過熱の有無 ※1	B種接地線漏洩電流測定	汚損、亀裂、腐食、損傷、異音、異臭、変色、漏油、振動、 接地線の腐食・断線・外れ、 接続箇所のゆるみ、 内部確認、 接地線接続部のゆるみ	絶縁抵抗測定 ※4 接地抵抗測定 ※5 絶縁油試験 ※2
			汚損、亀裂、腐食、損傷、異音、異臭、変色、漏油、振動、 ふくらみ、 接地線の腐食・断線・外れ、過熱の有無 ※1		汚損、亀裂、腐食、損傷、異音、異臭、変色、漏油、振動、 ふくらみ、 接地線の腐食・断線・外れ、 接続箇所のゆるみ、 接地線接続部のゆるみ	絶縁抵抗測定 ※4 接地抵抗測定 ※5 絶縁油試験 ※2

対象設備		月次点検(1ヶ月1回)		年次点検	
		種類及びその内容		種類及びその内容	
		外観点検	試験及び測定	外観点検	試験及び測定
高圧受電設備	避雷器	汚損、亀裂、損傷、異音、異臭、変色、接地線の腐食・断線・外れ、過熱の有無 ※1		汚損、亀裂、損傷、異音、異臭、変色、接地線の腐食・断線・外れ、接続箇所のゆるみ、接地線接続部のゆるみ	絶縁抵抗測定 ※4 接地抵抗測定 ※5
	高圧母線等	汚損、亀裂、損傷、異音、異臭、変色、過熱の有無 ※1		汚損、亀裂、損傷、異音、異臭、変色、接続箇所のゆるみ	絶縁抵抗測定 ※4
高低圧受・配電盤	受・配電盤	汚損、亀裂、腐食、損傷、異音、異臭、変色、表示確認、接地線の腐食・断線・外れ、計器の指示状態	電圧測定 負荷電流測定	汚損、亀裂、腐食、損傷、異音、異臭、変色、表示確認、接地線の腐食・断線・外れ、計器の指示状態、接続箇所のゆるみ、接地線接続部のゆるみ	絶縁抵抗測定 ※4 保護継電器動作特性試験 ※6 保護継電器と遮断器(開閉器)の連動動作試験
	接地装置	接地箱 接地端子	接地線の腐食・断線・外れ	接地線の腐食・断線・外れ、接地線接続部のゆるみ	接地抵抗測定 ※5
構造物等・配電設備	構造物等	受電所建物・キューピクル等	腐食、損傷、変形、雨漏り、雨雪浸入、小動物の侵入口の有無、鍵の状態、保護柵の損傷・腐食、照明設備の点灯状態、消火設備の状態、標識・表示の状態	腐食、損傷、変形、雨漏り、雨雪浸入、小動物の侵入口の有無、鍵の状態、保護柵の損傷・腐食、照明設備の点灯状態、消火設備の状態、標識・表示の状態	
	配電設備	汚損、亀裂、腐食、損傷、変色、電線のたるみ・外れ、離隔、接地線の腐食・断線・外れ		汚損、亀裂、腐食、損傷、変色、電線のたるみ・外れ、離隔、接地線の腐食・断線・外れ、接地線接続部のゆるみ、ハンドホール・マンホールの浸水	絶縁抵抗測定 ※4 接地抵抗測定 ※5
負荷設備	低圧機器	低圧機器	汚損、損傷、異音、異臭、運転指示状態、接地線の腐食・断線・外れ	汚損、損傷、異音、異臭、運転指示状態、接地線の腐食・断線・外れ、接続箇所のゆるみ	絶縁抵抗測定 ※4 接地抵抗測定 ※5
	低圧配線・制御	低圧配線・制御配線	異音、異臭、変色	異音、異臭、変色、接続箇所のゆるみ	絶縁抵抗測定 ※4

対象設備			月次点検(1ヶ月1回)		年次点検	
			種類及びその内容		種類及びその内容	
			外観点検	試験及び測定	外観点検	試験及び測定
負荷設備	開閉器	開閉器 配線用遮断器 漏電遮断器	汚損、亀裂、腐食、損傷、異音、異臭、変色		汚損、亀裂、腐食、損傷、異音、異臭、変色、接続箇所のゆるみ	絶縁抵抗測定 ※4
	接地装置	接地箱 接地端子	接地線の腐食・断線・外れ		接地線の腐食・断線・外れ、接地線接続部のゆるみ	接地抵抗測定 ※5
操作用直流電源装置	蓄電池	蓄電池	汚損、腐食、損傷、変形、液量、固定、漏液、計器の指示状態		汚損、腐食、損傷、変形、液量、固定、漏液、計器の指示状態、接続箇所のゆるみ、触媒栓の有効期限確認	比重測定 液温測定 均等充電電圧測定 ※8
	充電装置及び付属装置	充電装置及び付属装置	汚損、腐食、損傷、異音、異臭、変形、運転指示状態、接地線の腐食・断線・外れ		汚損、腐食、損傷、異音、異臭、変形、運転指示状態、接地線の腐食・断線・外れ、接続箇所のゆるみ、接地線接続部のゆるみ	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 ※4 ※5
PCB	PCB使用機器	変圧器、電力用コンデンサ、リアクトル、放電スイッチ、電圧調整器、開閉器、遮断器等	使用・保管の表示、漏油		使用・保管の表示、漏油 高濃度PCB(ポリ塩化ビフェニル)含有電気工作物の確認 ※3	
その他	絶縁監視装置	絶縁監視装置	損傷、警報レベルの確認、発信・記録装置の点検	試験鉤による検知動作・警報伝送・通報の適否	損傷、警報レベルの確認、発信・記録装置の点検、接続箇所のゆるみ、接地線接続部のゆるみ	警報電流試験 発信装置試験
非常用予備発電装置	原動機及び付属装置	原動機及び付属装置	汚損、腐食、損傷、異音、異臭、変形、油量、漏油、水量、営巣、振動、計器の指示状態	始動試験	汚損、腐食、損傷、異音、異臭、変形、油量、漏油、水量、営巣、振動、計器の指示状態	保護継電器動作 特性試験 自動起動試験 ※6 ※7
	発電機及び励磁装置	発電機及び励磁装置	汚損、腐食、損傷、異音、異臭、変形、振動、接地線の腐食・断線・外れ、計器の指示状態	始動試験	汚損、腐食、損傷、異音、異臭、変形、振動、接地線の腐食・断線・外れ、計器の指示状態、接続箇所のゆるみ、接地線接続部のゆるみ	絶縁抵抗測定 自動起動試験 ※4 ※7

対象設備	月次点検(1ヶ月1回)		年次点検	
	種類及びその内容		種類及びその内容	
	外観点検	測定	外観点検	試験及びその内容
非常用予備発電装置	遮断器・開閉器・制御装置等	各機器の点検箇所に準ずる		各機器の点検箇所に準ずる 保護継電器動作※6 特性試験 インターロック試験
	蓄電池	汚損、腐食、損傷、変形、液量、固定、漏液、計器の指示状態		比重測定 液温測定 均等充電 電圧測定※8
	充電装置及び付属装置	汚損、腐食、損傷、異音、異臭、変形、運転指示状態、接地線の腐食・断線・外れ		絶縁抵抗測定 接地抵抗測定※4 ※5

※1 を付した事項は、外観点検で異状と疑わしい場合は、温度を測定する。

※2 を付した事項は、必要に応じて実施する。

※3 「PCB」については、経済産業省が定める「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領(内規)に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するかどうかを確認し、該当する場合は、使用および廃止(予定)の届出状況の確認を行う。

【備考】年次点検は、停電により設備を停止状態にして1年に1回以上実施します。

ただし、※4～8を付した項目については、信頼性が高く、かつ、同等と認められる点検が1年に1回以上実施され、その結果が良好である機器については、甲、乙協議の上、停電により設備を停止状態にして実施する点検を3年に1回以上とすることができる。
なお停電点検と無停電点検は、停電→無停電→無停電の順で実施する。

この場合、「信頼性が高い」とび「同等と認められる点検」とは次のとおりとします。

1. 「信頼性が高い」とは、次の要件を満足するものとします。(別紙1)

(1)設備を構成する個々の機械器具において、設計上、制作上又は施工上支障があるものではないこと。

(2)保安上の観点から、設備構成に一定の信頼性が認められるものであること。

イ 構外にわたる高圧電線路がないもの

ロ 柱上に設置した高圧変圧器がないもの

ハ 高圧負荷開閉器(キューピクル内に設置するものを除く。)に可燃性絶縁油を使用していないもの

ニ 保安上の責任分界点又はこれに近い箇所に地絡保護継電器付高圧交流負荷開閉器又は地絡遮断器が設置されているもの。

ホ 責任分界点から主遮断装置の間に電力需給用計器用変成器、地絡保護継電器用変成器、受電電圧確認用変成器、主遮断器用開閉状態表示変成器及び主遮断器操作用変成器以外の変成器がないもの

(3)設備環境上支障のあるものではないこと。ただし、適切な対策が講じられているものは除く。

(4)使用実績又は維持管理状況を踏まえて、次回の停電年次点検まで(3年後まで)の間における設備の信頼性に支障が認められるものではないこと。

(5)保安管理に係る体制に支障のあるものではないこと。

2. 「同等と認められる点検」とは、前項の要件を満たしていることを確認するとともに、※を付した項目を次のとおり点検し、経年劣化傾向を評価するものとします。

※4 絶縁抵抗測定

- ・直近の停電で実施した年次点検の点検結果の確認。
- ・直近の停電で実施した年次点検の点検結果に影響を及ぼすおそれのある工事の有無。
- ・直近の停電で実施した年次点検の点検結果に影響を及ぼすおそれのある使用環境の有無の確認。
- ・充電中に実施する点検は別紙2による。

※5 接地抵抗測定

- ・直近の停電で実施した年次点検の点検結果の確認。
- ・直近の停電で実施した年次点検の点検結果に影響を及ぼすおそれのある工事(土壤が変化するような工事を含む)の認められるものではないこと。
- ・直近の停電で実施した年次点検の点検結果に影響を及ぼすおそれのある使用環境の有無の確認。
- ・充電中に実施する点検は別紙2による。

※6 保護継電器動作特性試験及び保護継電器連動動作試験

- ・直近の停電で実施した年次点検の点検結果の確認。
- ・直近の停電で実施した年次点検の点検結果に影響を及ぼすおそれのある工事の有無。
- ・直近の停電で実施した年次点検の点検結果に影響を及ぼすおそれのある使用環境の有無の確認。
- ・充電中に実施する点検は別紙2による。

※7 非常用予備発電装置が商用電源停電時に自動的に起動し、送電後停止すること並びに非常用予備発電装置の発電電圧及び発電電圧周波数(回転数)が正常であること。(別紙2)

※8 蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度等が正常であること。(別紙2)

その他

・直近の停電で実施した年次点検の点検結果の確認。

- ・直近の停電で実施した年次点検の点検結果に影響を及ぼすおそれのある工事の有無。
- ・直近の停電で実施した年次点検の点検結果に影響を及ぼすおそれのある使用環境の有無の確認。
- ・充電中に実施する点検は別紙2による。

別表2　日 常 巡 視

巡 視 篠 所		巡 視 要 領
引込施設	引込線路、負荷開閉器、高圧キャビネット	他物との接触、損傷
受電設備	受電所建物、キュービクル	損傷、施錠状態、周囲の整理
配電設備	指示計器等、表示装置	指示状態、点滅表示確認
負荷設備	電動機、電熱装置、照明設備、配線、配線器具等	損傷、異音、異臭
非常用予備発電装置	常用発電設備	損傷、汚損、燃料貯蔵量、漏油、漏水

[備考] 1. 異常があつた場合は、電気管理技術者に連絡するとともに日誌等に記入する。

2. 配電設備にあつて、巡視するに当たり、危険を伴う場合はその限りではない。

3. 常用発電設備には小出力発電設備を含みます。

別紙2 充電中に実施する点検

点検項目		必要要件	点検方法
絶縁抵抗測定	低圧電路	低圧電路の絶縁抵抗が電気設備に関する技術基準を定める省令第58条で規定された値以上であること	活線絶縁測定器またはIorクランプメータにて漏洩電流を測定
	高圧電路	高圧電路が大地及び他の電路と絶縁されていること	部分放電検知器により絶縁を測定
接地抵抗測定		接地抵抗値が電気設備の技術基準の解釈第17条で規定された値以下であること	クランプ式活線測定器または補助極式測定器により接地線接続状態にて測定
保護継電器		保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の連動動作試験の結果が正常であること	継電器、操作線、操作ケーブル、遮断器、各単体の外観検査(汚損、亀裂、腐食、変形、損傷、過熱)を目視にて行う 負荷開閉器は、SOGの自己診断機能により異常の有無の確認を行う
非常用予備発電装置		非常用予備発電装置が商用電源停電時に自動的に起動し、送電後停止すること並びに非常用予備発電装置の発電電圧及び発電電圧周波数(回転数)が正常であること	試験系統の始動スイッチ投入により起動を確認し発電電圧、及び、発電周波数(回転数)及び油圧計の確認をし、停止スイッチの投入により停止を確認する
蓄電池設備		蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度等が正常であること	セルの電圧、電解質の比重、温度を測定できる物は測定する 密閉型は、外観点検及び内部抵抗測定、本体温度測定、取替時期の確認
設備全般		その他必要に応じた測定・試験	外観点検及び非接触温度計による各機器等の表面温度、母線等の接続部の測定